

脱炭素に向けた取組みにかかる連携協定書

香芝市(以下「甲」という。)と、大和信用金庫(以下「乙」という。)は、綿密な相互の連携によって香芝市内における脱炭素への取組みの促進を図ることを目的として、次のように協定を締結する。

(連携項目)

第1条 本協定に規定する連携項目は下記のとおりとする。

- (1)香芝市内における脱炭素への意識醸成及び取組み促進
- (2)中小企業における脱炭素に向けた設備投資を促進・支援する取組み
- (3)一般家庭における電気自動車(EV)・太陽光発電設備・家庭用蓄電池等の設置を促進・支援する取組み
- (4)その他香芝市内における脱炭素に向けた取組み

(協定の期間)

第2条 本協定の有効期間は、本協定書の締結日から令和13年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

(協定書に定めのない事項)

第3条 本協定に関する疑義及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(秘密情報の保護)

第4条 甲及び乙は、第1条の連携の実施に当たり知り得た秘密情報を第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は前文に定める目的以外に利用してはならない。ただし、以下の事項は除くものとする。

- (1)相手側から開示された時点で、既に公知となっているもの
 - (2)相手側から開示された後、開示を受けた当事者の責によらずに公知となったものの
 - (3)相手側から開示された時点で、既に開示を受けた当事者が保有していたもので、その旨を遅滞なく相手側に通知したもの
 - (4)法令に基づき、正当な権限を有する者から開示要求されたもの
- 2 甲及び乙は、本協定終了後も前項による秘密保持の義務を負うものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第5条 甲は、乙(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの協定

を解除することができる。

- (1)役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時協定を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6)この協定の締結に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

上記協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印又は署名の上、各自その 1 通を保有する。

令和 5 年 11 月 6 日

甲 奈良県香芝市本町1397番地

香芝市

香芝市長

福岡 寛宏

乙 奈良県桜井市大字桜井281番地の11

大和信用金庫

理事長

中村正徳